



平成 19 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社浅沼組
代表者名 代表取締役社長 浅沼 健一
コード番号 1852(東証第 1 部・大証第 1 部)
問合せ先 執行役員社長室次長 河合 次郎
電話番号 06(6768)5222

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款の一部変更」の件を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 72 期定時株主総会に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)当社の公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告の方法によることとするとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する旨を定めるものであります。
- (2)单元未満株式の権利を合理的な範囲とするため、規定を新設するものであります。
- (3)今後に備え、株主総会参考書類等の一部を、インターネットを利用する方法で開示する規定を新設するものであります。
- (4)補欠監査役の選任の効力の期間を定める規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙「現行定款・変更案対比表」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 28 日

以 上

現行定款・変更案対比表

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条（公告方法） 当社の公告方法は<u>日本経済新聞へ</u> <u>の掲載とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第5条（公告方法） 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、電子公告を行うことができない</u> <u>事故その他のやむを得ない事由が生じ</u> <u>たときは、日本経済新聞に掲載して公告</u> <u>する。</u></p> <p>第12条（<u>単元未満株式についての権利</u>） <u>株主は、その有する単元未満株式につい</u> <u>て、次に掲げる権利以外の権利を行使す</u> <u>ることができない。</u></p> <p>1. <u>法令により定款をもってしても制限</u> <u>することができない権利</u></p> <p>2. <u>株主割当による募集株式および募集</u> <u>新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>3. <u>単元未満株式の買増請求をする権利</u></p>
<p>第12条～第15条（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第13条～第16条（現行どおり）</p> <p>第17条（<u>株主総会参考書類等のインターネッ</u> <u>ト開示</u>） <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、</u> <u>連結計算書類、および事業報告に記載ま</u> <u>たは表示すべき事項に係る情報を、法務</u> <u>省令の定めるところにより、インターネ</u> <u>ットで開示することができる。</u></p>
<p>第16条～第21条（省 略）</p> <p>第22条（員数） 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第18条～第23条（現行どおり）</p> <p>第24条（員数） （現行どおり） <u>監査役補欠者の選任決議の効力は、当該</u> <u>決議後4年以内に終了する事業年度の</u> <u>うち最終のものに関する定時株主総会</u> <u>の開始のときまでとする。</u></p>
<p>第23条～第31条（省 略）</p>	<p>第25条～第33条（現行どおり）</p>